

健康づくりを
会話を
一日を

あいさつから始めよう

私たちは、人に会ったときや別れるとき、あいさつを交わします。

このあいさつという行動には『自分の心を開いて、相手の心に近づく』という意味があります。自分の心を開くことは、相手の警戒心や恐怖心を解きほぐすため、あいさつはコミュニケーションを取るうえでとても大切な役割を持ちます。

実際に普段の生活の中、例えば学校、職場、道端などで人とすれ違ったときに、笑顔であいさつをされると気持ちがいいですよ。そこから会話が弾む経験をされた方も多いのではないのでしょうか。恥ずかしがってしまいがちですが、自分からあいさつができるよう、心がけていきたいものです。

今月号では『あいさつ』がこころに与える効果やあいさつ運動の取り組みをご紹介します。あいさつの大切さについて今一度考えてみましょう。

いって今一度
考えてみま
しょう。



効果

気持ちの切り替え・温め効果

気持ちがすっきりせず「あいさつしたくないな・・・」と思っても、あいさつをすることで『元気』に向かってこころが温まっていきます。

相手を元気にする効果

笑顔であいさつをすることで、相手も笑顔になり、こころを温めます。

こころに与える4つの効果

自分のこころの元気度に気づく効果

「今日は、あいさつしたくないな・・・」と思ったとき、自分の心の調子に気づくことができます。

相手のこころの元気度に気づく効果

表情や声の大きさ・高さなど、あいさつの仕方や返し方で、相手のこころの元気度に気づくことができます。

取組み

町内の各学校で行われている『あいさつ運動』
今回は、市川小学校での取り組みを紹介します

Pick up

市川小児童会

取り組み内容

- ・玄関前で執行部とあいさつ委員会による朝のあいさつ
- ・自分から気持ちを込めたあいさつをした人を給食の時間の放送で紹介
- ・全家庭にあいさつのアンケートを取り、お手紙を配布
- ・あいさつ委員会が各クラスへまわりあいさつの呼びかけ
- ・月のめあて(目標)にあいさつを設定
- ・啓発ポスターを作成し、校内に掲示

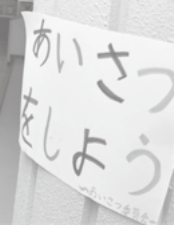
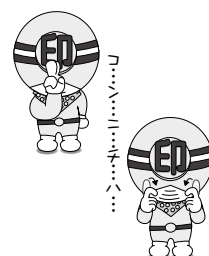
取り組みに対する想いと願い

全ての児童が、地域の中でもどんどんあいさつができるようになりたいという想いと、そのための手助けを、地域の方々にしてほしいという願いがあります。ぜひ、私たちがあいさつをしたら、大きな声で返してほしいです。また、地域の方からもあいさつをお願いします。

そして、市川三郷町をあいさついっぱい町・笑顔あふれる町にしたいです。



市川小児童会の皆さん



無許可での農地転用は違法行為です

農地は大切な食料の供給基盤です。一度農地以外に転用すると元に戻すことはとても難しく、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります。

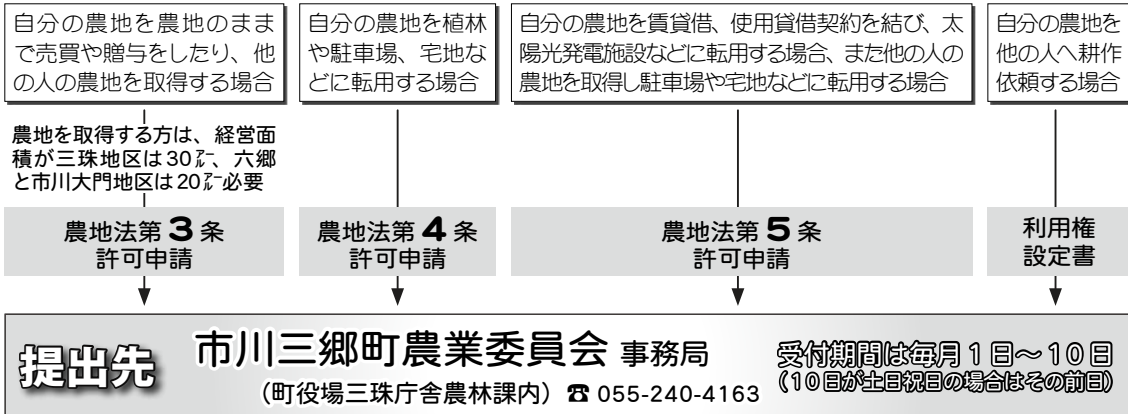
農地法の許可を受けず、農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり厳しい罰則があります。

農地転用の許可基準や手続き方法については、農業委員会にご相談下さい。

農地を
転用するときは
農地法の許可
が必要です

農業委員会だより

■農地転用申請の種類



地目変更手続きをお忘れなく!

農地法の転用許可を得て、目的どおり転用を完了しましたら、農業委員会の証明を受け法務局で地目変更の登記をしましょう。

平成28年度 農業臨時賃金等標準額表

10a当たり

農作業名称	市川三郷町全区
耕 運	9,500円
代 か き	9,500円
機械田植	10,000円
バインダー (結束紐含む)	12,000円
ハーベスター (脱穀)	11,000円
コンバイン (乾燥運搬含)	30,000円
一般農作業 (1日・8H)	8,000円
一般農作業 (1時間当たり)	800円
農休日	7月2日(土)、3日(日)

・各作業に賄いはなし。
・本表は標準額です、相談のうえ作業の難易や圃場の条件などで金額を決定して下さい。

農業者年金に加入しましょう

～農業者の方なら広く加入できます～

- 「積立方式」の長期的に安定した年金制度
 - 農業に従事する人が広く加入
 - 意欲ある担い手に保険料を助成
 - 80歳まで保証がついた終身年金
 - 保険料が自由に選択できる(月額2万円が基本)
- 【問い合わせ】JA西八代営農経済課 ☎ 055(230)3056
- 農業者年金は、老後を安心して暮らすための公的年金制度です。

農地の賃貸借料情報提供比較一覧表

10a当たり

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田	10,277円	18,692円	5,593円
普通畑	8,433円	39,320円	3,923円
樹園地	8,316円	13,441円	4,730円
モモ	8,316円	13,441円	4,730円
ブドウ	-円	-円	-円
キウイ	-円	-円	-円
その他	-円	-円	-円

【情報収集期間】平成27年1月～12月



狂犬病の死亡率は 100%

愛犬の「登録」と「予防注射」 は飼い主の義務です

狂犬病予防注射日程のお知らせ

【問い合わせ・申し込み】生活環境課環境衛生係 ☎ 055-272-6092

■狂犬病予防注射日程

期 日	場 所	時 間
4/17 (日)	役場六郷庁舎前	8:30 ~ 9:10
	役場三珠庁舎前	9:45 ~ 10:35
	市川大門町民会館前	10:50 ~ 12:00
4/19 (火)	旧楠甫農協跡地	9:30 ~ 9:40
	細田公民館前	9:45 ~ 10:05
	鴨狩公民館前	10:15 ~ 10:30
	宮原公民館前	10:40 ~ 11:05
	ニードスポーツセンター駐車場	11:15 ~ 11:30
	落居 5・6 区公民館前	11:35 ~ 11:45
	網倉公民館前	13:00 ~ 13:10
	岩下公民館前	13:20 ~ 13:25
	堀切公民館前	13:40 ~ 13:50
	近萩公民館前	14:00 ~ 14:05
	芦久保消防詰所	14:15 ~ 14:20
4/20 (水)	入公民館前	14:25 ~ 14:35
	下九一色生活改善センター	9:30 ~ 9:40
	下九一色中山橋	9:45 ~ 9:50
	川浦小御崎神社前	10:05 ~ 10:15
	町屋消防詰所前	10:25 ~ 10:35
	道林ふれあいプラザ前	10:45 ~ 11:00
	大塚町民体育館前	11:05 ~ 11:25
	ふるさと交流センター前	13:00 ~ 13:10
	上ノ原消防詰所前	13:15 ~ 13:25
	御崎神社境内	13:40 ~ 13:50
	上地区公民館前	13:55 ~ 14:10
4/22 (金)	中央駐車場	14:15 ~ 14:25
	建設業協会市川支部駐車場	9:00 ~ 9:20
	高田地区公民館前	9:30 ~ 10:00
	宮本公民館前	10:10 ~ 10:25
	峡南消防本部北部消防署前	10:35 ~ 10:50
	大木集荷場前	11:00 ~ 11:10
	法師倉公民館前	11:15 ~ 11:20
	大同地区公民館前	13:00 ~ 13:10
	宮沢公民館前	13:15 ~ 13:20
	沖村リサイクルステーション前	13:25 ~ 13:30
	帯那公民館前	13:40 ~ 13:50
4/22 (金)	山保地区公民館前	13:55 ~ 14:05
	藤田養蚕飼育所前	14:10 ~ 14:15
	四尾連公民館	14:25 ~ 14:35

狂犬病は、哺乳類や鳥類などすべての恒温動物に感染しますが、特に犬の仲間が感染しやすいウイルス性の病気です。この病気の恐ろしさは、いったん発病すると現在の医学でも治療方法はなく、死亡率がほぼ 100% に至ることです。

狂犬病予防法により生後 91 日以上の犬は、登録と年 1 回の予防接種を受けなければなりません。

今年度の予防接種と新規

登録を左日程表のとおり行います。既に登録している犬の飼い主に対しては、案内ハガキを送付します。予防接種の際には、必ずハガキを持参して下さい。

登録しているのにハガキが届かない、または既に死亡しているのにハガキが届いたなどありましたら、ご連絡をお願いします。

【注意事項】

予防接種時の事故防止のため、飼い犬に次のような

症状がある場合は、担当獣医に申し出て下さい。

▽食欲のない犬
▽妊娠末期の犬
▽病気中の犬

【料金内容】

▽予防注射料 2, 950 円
▽注射済票交付手数料 550 円

【必要な場合の加算額】

▽新規登録料 3, 000 円

※動物病院で接種した場合は、注射済証を役場へ提出して下さい。

大変！愛犬が迷子に…。そんな時は。

迷い犬は役場で保護されている場合があります。飼い犬が行方不明になった場合は、町生活環境課環境衛生係までご連絡下さい。

また鑑札や注射済票が首輪にある場合は、飼い主の名前が確認できますので必ず装着をお願いします。



町への想いを形にできる ふるさと納税制度 のご案内

ふるさと納税へのご寄付 ありがとうございました

- 赤坂 道子 様 (埼玉県三郷市)
- 飯田 厚子 様 (神奈川県横浜市)
- 一般社団法人日本ご当地キャラクター協会 様
(滋賀県彦根市)
- 井上富士彦 様 (神奈川県横浜市)
- 上 田 健 様 (神奈川県横浜市)
- 大森 政市 様 (東京都八王子市)
- 笠 井 厚 様 (神奈川県横浜市)
- 小林 研一 様 (東京都府中市)
- 佐野 涼子 様 (東京都北区)
- 滑川 敦夫 様 (神奈川県横浜市)
- 第41期初老記念行事実行委員会 様
(市川三郷町)
- 高木 隆行 様 (愛知県名古屋市)
- 丹澤 信夫 様 (東京都西東京市)
- 鶴間 俊彦 様 (神奈川県横浜市)
- 鶴 谷 聡 様 (静岡県三島市)
- 長谷川 孝 様 (埼玉県和光市)
- 広瀬 俊浩 様 (北海道札幌市)
- 深澤 将陸 様 (愛知県名古屋市)
- 宮崎 進夫 様 (埼玉県久喜市)
- 望月 純也 様 (山梨県甲府市)
- 八木久美子 様 (東京都新宿区)
- 山口 悦子 様 (神奈川県横浜市)
- 山崎 章男 様 (高知県吾川郡いの町)
- 山下 清子 様 (静岡県浜松市)
- 山本 公夫 様 (千葉県船橋市)

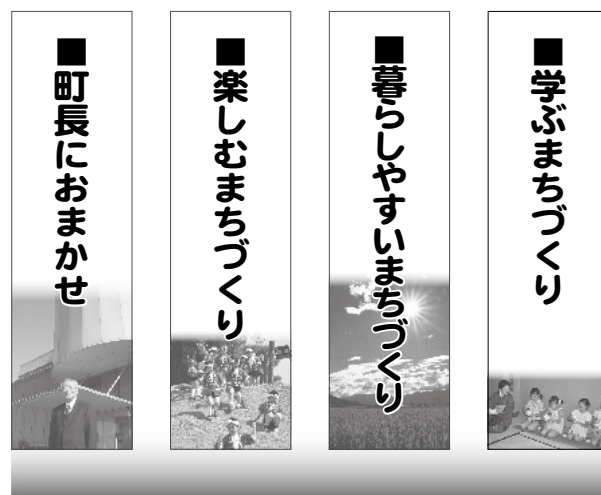
町の出身者のみならず、市川三郷町を第二のふるさと、心のふるさとと思っている方など、どなたからでも寄付の受付を行っています。

「ふるさと納税制度」は皆さんがふるさとに対し貢献したい、応援したいという気持ちを寄付金のかたちで実現できる制度です。

寄付をしていただいた場合、現在お住まいの自治体へ納付する住民税などが、寄付金額に応じて一定の額まで控除されます。

1万円以上を寄付いただいた方には、お礼品として町特産の旬の農産物もご用意しております。ぜひ、町外にお住まいの家族や親戚、ご友人にも「ふるさと納税制度」をご紹介下さい。ご協力よろしくお願いいたします。

寄付金を何の目的で使ってほしいかは、 つぎのメニューからお選び下さい



協力事業者を募集しています

寄付者へお贈りするお礼品をご提供いただく「返礼品提供事業者」を募集しています。選定された商品等については、ホームページ等でのPRに活用させていただきます。ふるさと納税制度を活用し、町の魅力を発信していきませんか。

【募集する商品】

市川三郷町の魅力を発信できる特産品

- ・町内で製造、加工、栽培、販売されている商品や農林水産物
- ・町内で提供されるサービス
(食事券などのサービスの対価を保証する商品券も可)
- ・町のPRに効果があると認められるもの

※ただし、町が協力事業者・返礼品として適当でないと思われた場合は、選定されないことがあります。

詳しい内容についてはお問合せ下さい。

☎町企画防災課企画係 ☎ 055-272-1103

小学校新入生のいる世帯に子育て祝い金を支給します

子どもの誕生を祝福するとともに、子育ての支援、次世代を担う子どもたちの健全な育成を願い「子育て祝い金」を支給しています。次の要件を満たす方は、申請をお願いします。

【支給対象者】今年4月に小学校に入学する児童で、小学校入学時に市川

三郷町に住所を有している児童の保護者

【申請書】入学式に学校で配布します。町外の小学校へ入学の方には郵送します。

【支給額】入学する児童1人につき2万円

【申請期限】4月15日(金)

※申請書が全員分揃ってから支払いますので、必ず期限内に申請して下さい。

【申請場所】▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係▽六郷庁舎いきいき健康課

【申請書類】子育て祝い金等支給申請書

多子世帯子育て応援金 ～今年度からの新制度～

安心して産み育てるための子育て支援策として、今年度から18歳以下の子どもが3人以上いる多子世帯に「多子世帯子育て応援金」を支給します。

申請書類などは、「子育て祝い金等支給申請書」と兼ねておりますので、改めて申請の必要はありません。

【支給額】第3子が小学校へ入学する

場合3万円、第4子以降は1人につき5万円を子育て祝い金に加算して支給します。

児童扶養手当額が変わります ～平成28年4月分から～

平成27年平均の全国消費者物価指数(対前年比変動率0.8%)が公表されました。その結果、平成28年度の児童扶養手当額については、平成28年4月分(平成28年8月支払い分)

から手当額が0.8%引き上げられることとなりました。

【手当額】

42,360円

(全部支給・月額)

昨年度までは42,000円

42,360円～9,999円

(一部支給・月額)

昨年度までは41,999円～9,900円

町内事業者から購入するはんと購入費の一部を助成します

はんこは、町の伝統地場産業です。

町では、このはんこを深く理解していただくことを目的に、町内事業者からのはんと購入に対し、購入費の一部を

助成します。

【助成対象】▽町内に住所を有する方

▽法人の登記のある事業所

※この他にも対象の条件があります。

詳しくはお問い合わせ下さい。

【助成額】購入費の1/2以内(1万円限度、100円未満の端数切捨て)

※はんこのケース代は、対象外です。

※購入前に事前申請が必要です。

※助成は、年度内1回のみです。

【問い合わせ】町商工観光課商工係 055(240)4157



	子育て祝い金	多子世帯 子育て応援金	合 計
第1子	2万円	—	2万円
第2子	2万円	—	2万円
第3子	2万円	3万円	5万円
第4子以降	2万円	5万円	7万円 (1人につき)

【問い合わせ】いきいき健康課子育て支援係 ☎ 0556-32-2114

チャイルドシートのレンタル・購入費補助

町では町内にお住まいの方を対象に、チャイルドシートのレンタル及び購入費補助を実施しています。

■レンタルの場合

【対象】 1歳未満児の保護者または、里帰りなどで一時的に1歳未満児と同居する祖父母など

【費用負担】 なし

【貸出期間】 1年未満

【注意点】 ▽出生前に申請でき、出産予定日から貸し出しができます。申請時には、母子手帳・印鑑をお持ち下さい。

■購入費補助の場合

【対象】 6歳未満の保護者

【補助金額】 ▽1万円が上限▽1万円未満の場合は実費補助(但し100円未満切捨て) ▽1万円以上の場合1万円補助

【注意点】 ▽出生前の購入でも申請が

可能です。▽申請受付は、出生届受理後からとなります。申請時には印鑑・

購入時の領収書・品質保証書が必要です。申請期限は購入した日から1年以内です。

【問い合わせ】 町企画防災課防災防犯係 ☎055(272)1103

住宅リフォーム費用の一部が助成されます

町では住宅リフォームに対し、費用の一部を助成します。

【対象になる住宅】 ▽町内にある個人住宅▽リフォーム着工時に建築後5年を経過しているもの

【対象になるリフォーム】 ▽リフォーム

ムに要した費用が10万円以上のもの▽

※町内業者によるリフォーム

※町内業者Ⅱ町に小規模工事等契約希望者登録をしている業者

【注意】 ▽他の制度で町から助成を受けている場合、この助成は受けられま

せん。

▽予算の都合上、助成金がなくなり次第締め切ります。

【助成額】 リフォームに要した費用の10%、10万円が上限(千円未満は切り捨て)

■工事着工前に必ず町まちづくり推進課までご相談下さい。詳しい申請方法などご説明します。

【問い合わせ】 町まちづくり推進課都市計画係 ☎055(272)1136

福祉タクシー券を交付します。対象者は申請を！

町では、障害者や高齢者を対象に、タクシーの初乗料金が免除される福祉タクシー券を交付します。対象者は次のとおり受け付けますので、タクシー券の交付を希望される方は申請して下さい。

※「社会福祉施設入所者」「自動車税や軽自動車税の減免を受けている方」は対象にはなりません。

【対象者】 ▽身体障害者手帳1～2級所持者▽療育手帳の障害程度がAの方▽精神障害者保健福祉手帳1級所持者▽介護慰労金受給者に介護されている方のうち非課税世帯の方▽88歳以上の方▽心身の障害により一人での外出ができない高齢者等(担当民生委員の証明により町が判定し交付します)

【申請に必要なもの】 ①はんこ ②手帳所持者は次のいずれかの手帳▽身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳

【交付枚数】 年間24枚(1カ月あたり2枚)

【受付期間】 4月1日(金)～22日(金) ※受付は年間をとおして行っていますが、この期間に申請がない場合は

申請した翌月分からの枚数を支給します。

【申請場所】 ▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係▽六郷庁舎いきいき健康課

【問い合わせ】 町福祉支援課福祉係 ☎055(272)1106